

1. はじめに

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

戸塚区では、平成20年5月に「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。この基本構想の策定から約10年が経過し、戸塚駅周辺の更なるバリアフリー環境の構築に向けた見直しと、東戸塚駅、舞岡駅周辺地区のバリアフリー化を推進するため、平成30年11月に「戸塚区バリアフリー基本構想」を策定しました。

今回、この新たな基本構想の実現に向け、「横浜市戸塚駅・東戸塚駅・舞岡駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー法の仕組み

（1）バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

■重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村はバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を策定します。

(2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

戸塚区バリアフリー基本構想では、戸塚駅周辺地区、東戸塚駅周辺地区、舞岡駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことです。

主として、(1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、(2) その施設へ至る手段が、主に戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅からの徒歩によること、という条件を満たす施設です。

■生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路のうち、特にバリアフリー化する必要性が高い経路で、目標とする整備水準によって『生活関連経路(A)』と『生活関連経路(B)』に区分されています。

○生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

○生活関連経路(B)

生活関連経路のうち地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、生活関連経路Aに設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）